

平成31年第4回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成31年4月6日(土) 午前10時00分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 三浦 保、石井 忍、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
報告第 7号 専決処分した事項の報告について
(候補者の氏名等揭示順序の決定)
報告第 8号 専決処分した事項の報告について(選挙立会人の選任)
議案第21号 選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)
議案第22号 平成31年6月の定時登録日を定めることについて

午前9時55分

石井書記長 おはようございます。

開会前に、この度4月1日の人事異動で総務課へ配属になりました職員をご紹介します。行政係長の石井忍さんです。

石井書記 石井忍と申します。よろしくお願いいたします。

石井書記長 それでは、只今から平成31年第4回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

いよいよ、明日、投開票日となりました。これまでのところ、選挙事務につきましてはミスもなく、順調に進んでおります。

昨日までに期日前投票を済ませた方は、3,580人、推定投票率で23.94%となっております。

それでは、委員長の方から挨拶をお願い致しまして、引き続き議事進行方よろしくお願いいたします。

嶋田委員長 おはようございます。

農作業の繁忙期に入っているわけですが、4月に入っても雪が降るなど、天候を心配しているところです。元号は4月1日に発表され、令和ということで気持ちを新たにしたいところでありませう。いよいよ明日投開票日を迎えるということで、本日も大事な

議案がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の会議録の署名委員ということで、田村委員と川田委員に
お願ひ致します。

それでは、案件の報告第7号「専決処分した事項の報告につ
いて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

はい。報告第7号「専決処分した事項の報告について（候補者
の氏名等掲示順序の決定）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙選挙にお
ける投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法第
175条第3項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

掲示順序

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 自由民主党 | 高橋 | たけひろ |
| 2番 | 自由民主党 | ごとう | 健 |
| 3番 | 自由民主党 | 佐藤 | のぶき |
| 4番 | 無所属 | うすい | 司 |
| 5番 | 無所属 | 吉方 | せいげん |

説明します。

くじの執行記録につきましては2頁に記載しておりますが、
届出番号順に抽選を行い、ご覧の掲示順序となっております。

この順序に従って、期日前投票及び投票日当日の氏名掲示を
作成しております。

説明については以上です。

嶋田委員長

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら
お願ひ致します。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長

特に無いとのことですが、原案どおり承認してよろしいで
しょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長

それでは、報告第7号は、原案どおり承認と致します。

嶋田委員長

続いて、報告第8号「専決処分した事項の報告につ
いて」。事務局より説明をお願いします。

畠山書記

報告第8号「専決処分した事項の報告について（開票立会人の
選任）」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における開
票立会人を公職選挙法第62条第2項の規定に基づき次のとおり

選任した。

内容について説明します。

開票立会人については、届出のあった者が10人を超えないときは直ちにその者をもって開票立会人とします。また、開票立会人が3人に達しない時は、選挙管理委員会において開票区における選挙人名簿に登録された者の中から選任します。この他、同一政党に属する候補者の届出に係るものが3人以上になったときは、選挙管理委員会がくじを実施し、3人のうちから2人を選任することとなります。

今回、ご覧の4名から届出があり、同一政党に属する候補者の届出に係るものも2名でしたので、4名を選任したいというものであります。

説明については以上です。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

嶋田委員長 特に無いということですが、報告第8号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、報告第8号を原案どおり承認と致します。
次に、議案第21号「選挙人名簿から抹消することについて」。説明をお願いします。

畠山書記 議案第21号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」。公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

内容について、説明します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、3月28日の選挙時登録以降昨日までの死亡者で、人数は男4人、女9人、計13人となっております。

次に、「2」の転出抹消者については、3月28日選挙時登録後の転出4カ月経過となった方で、届出日が平成30年11月28日から12月6日までの方が対象となります。人数は男0人、女5人、計5人となっております。

よって、本日の抹消者総数は、男4人、女14人、合計で18人となります。

別紙の名簿をご覧願います。

まず、1頁が死亡抹消者、2頁目が転出抹消者となります。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿の方もご確認いただき、ご意見等ございましたら、お願い致します。

畠山書記 名簿No.5の方ですが、届出日の関係で今回の抹消となります。また、転出の方でNo.2の方ですが、異動日を遡っての届出でありましたので、今回の抹消となります。

嶋田委員長 何かございませんか。
(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第21号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 異議無いようですので、議案第21号は、原案どおり決定と致します。続きまして、議案第22号「平成31年6月の定時登録日を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第22号「平成31年6月の定時登録日を定めることについて」公職選挙法第22条第1項の規定により、平成31年6月の定時登録日を6月3日と定める。

説明致します。定時登録につきましては、公職選挙法において、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならないと定められており、1日が地方公共団体の休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外の日に登録することとされています。

登録日を変更せず、1日に登録することも可能であり、登録日を直後の休日以外の日にする場合は、各市町村選挙管理委員会の議決又は専決処分により登録日を定め、これを告示する必要があります。

6月の定時登録につきましては、1日が土曜日、2日が日曜日でありますので、直後休日以外の日を3日を登録日に定めるものであります。説明は以上です。

嶋田委員長 このことについて、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(「よろしいと思います」の発言あり。)

嶋田委員長 皆さんご異議ありませんか。

(「異議ありません」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第22号については、原案どおり決定することと致します。

嶋山書記 追加議案として上程させていただきます。

議案第23号「投票管理者の職務代理者の変更について」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者の職務代理者を次のとおり変更する。変更年月日4月6日、林崎投票区。

説明いたします。林崎投票区の投票管理者の職務代理者について、体調不良により従事できない旨の連絡がありましたので、変更するものであります。以上です。

嶋田委員長 このことについて、皆さんご異議ありませんでしょうか。

(「異議ありません」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第22号については、原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 続きまして、今後の日程ということで事務局からお願いします。

(以降資料にて今後の日程を説明)

嶋田委員長 委員の皆さんから何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、これで今日の委員会は閉会と致します。お疲れさまでした。

午前10時12分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____